

都市計画原案決定に関する説明会 ～新町一丁目緑地～

令和6年6月25日

国分寺市建設環境部緑と公園課

説明会 次第

- 職員紹介
- 課長挨拶
- 都市計画について
- 事業概要について
 1. 計画地の位置・特性
 2. 計画の位置付け
 3. スケジュール（予定）
- 質疑応答

都市計画について

都市計画運用指針（国土交通省）において、都市計画は、都市内の限られた土地資源を有効に配分し、建築敷地、基盤施設用地、緑地・自然環境を適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保しようとするものと位置付けられています。

都市計画法に基づく一定の手続きにより、将来のまちづくりに必要な緑地の都市施設として決定していきたいと考えています。

Q & A

Q. なぜ都市計画の指定を行うのですか？

A. 都市計画施設の指定、事業認可をもって、公園・緑地事業として整備を進めることにより将来にわたって緑地の保全、緑の確保を行うためです。

Q. 都市計画施設の指定をすることによってどのような制限がかかりますか？

A. 公園・緑地事業など本来の事業を円滑に推進するため、都市計画決定された区域内では、建築行為に関して建物の規模や構造等について制限が発生します。

1. 計画地の位置・特性

(仮称) 新町一丁目緑地は、都市計画公園・緑地が少ないやや北西側のエリアに位置しています。

計画地は、保存樹林地として指定されている民地と市の所有する用地を合わせた約3,520m²の広さとなっています。

都市計画図

国分寺都市計画図

市街地、特別用途地区、高度地区、北小地区、準北小地区、都市計画地区、高度利用地区、市街地再開発事業地区、土地区画整理事業地区、地区計画区域、日照規制区域

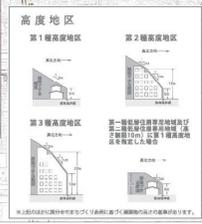
この地図に記載してある用途地域や都市計画道路などの境界線は、概略線を示しています。詳細については、東京都庁都市計画部まちづくり政策課）又は「国分寺まちづくり政策まちづくり計画課」で関係図書を閲覧して下さい。

用途地域	色	概要
第一種住居地域	緑	第一種住居地域
第二種住居地域	黄緑	第二種住居地域
第三種住居地域	黄	第三種住居地域
商業地域	赤	商業地域
工業地域	青	工業地域
準工業地域	黄緑	準工業地域
第一種工業地域	青	第一種工業地域
第二種工業地域	黄	第二種工業地域
特別用途地区	紫	特別用途地区
北小地区	赤	北小地区
準北小地区	黄	準北小地区
都市計画地区	青	都市計画地区
高度利用地区	赤	高度利用地区
市街地再開発事業地区	赤	市街地再開発事業地区
土地区画整理事業地区	赤	土地区画整理事業地区
地区計画区域	青	地区計画区域
日照規制区域	赤	日照規制区域

(仮称) 新町一丁目緑地

国分寺都市計画緑地総括図
第二号新町一丁目緑地
縮尺 一万分之一

用途地域	色	概要
第一種住居地域	緑	第一種住居地域
第二種住居地域	黄緑	第二種住居地域
第三種住居地域	黄	第三種住居地域
商業地域	赤	商業地域
工業地域	青	工業地域
準工業地域	黄緑	準工業地域
第一種工業地域	青	第一種工業地域
第二種工業地域	黄	第二種工業地域
特別用途地区	紫	特別用途地区
北小地区	赤	北小地区
準北小地区	黄	準北小地区
都市計画地区	青	都市計画地区
高度利用地区	赤	高度利用地区
市街地再開発事業地区	赤	市街地再開発事業地区
土地区画整理事業地区	赤	土地区画整理事業地区
地区計画区域	青	地区計画区域
日照規制区域	赤	日照規制区域



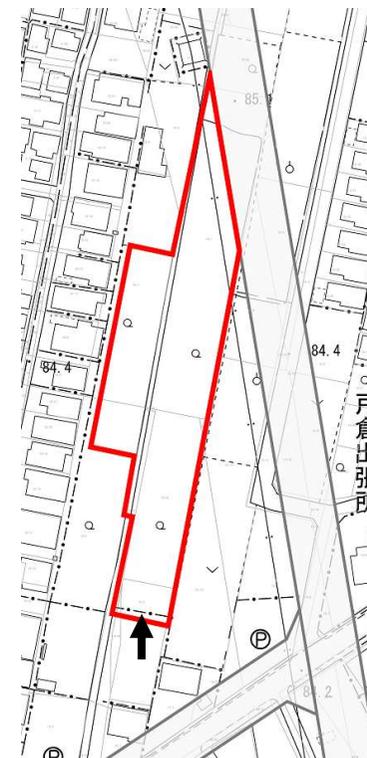
縮尺 1:10,000

案内図

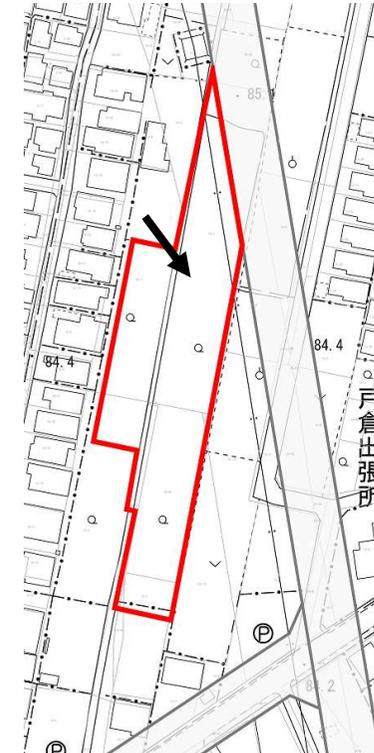


□ 計画地

計画地南側 写真



計画地北側 写真



2. 計画の位置付け

①国分寺市都市計画マスタープラン

(平成28年2月)

②国分寺市緑の基本計画2011 (平成23年3月)

上記の計画や寄附者の意向を踏まえ、市内に残る数少ない緑地の一つを樹林地のまま保存します。

3. 都市計画原案の内容

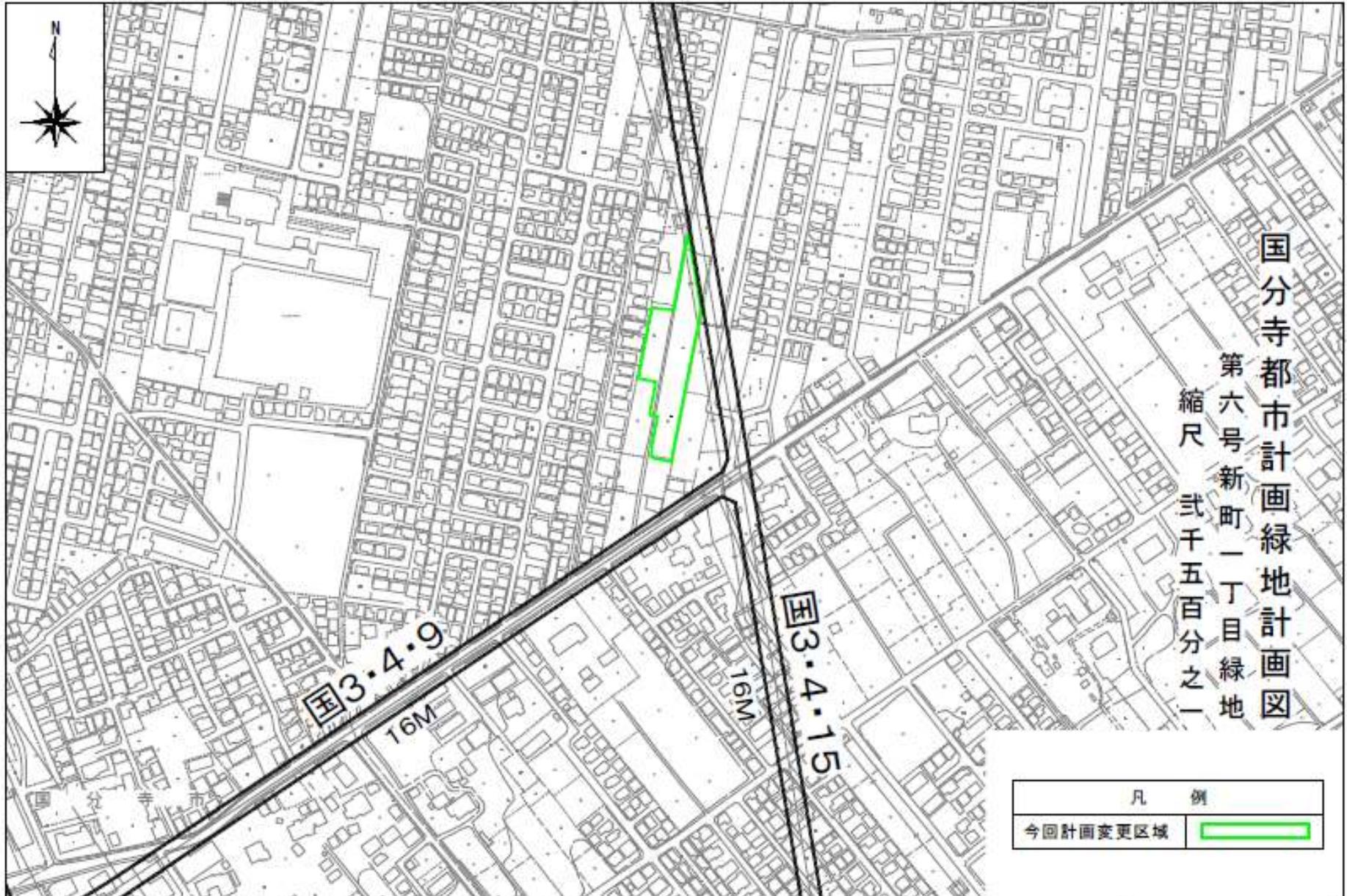
国分寺都市計画緑地を次のように追加し変更します。

名称：第6号 新町一丁目緑地

位置：国分寺市新町一丁目地内

面積：約0.35ha

目的：現に存する樹林地の保全を目的とする。



「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を複製して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号) 5都庁基文第129号」

「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画図は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号) 5都庁基文第129号、令和5年 7月3日」



4. スケジュール予定 ①令和6年度の予定

	都市計画決定	懇談会・説明会	公 告・縦 覧	都市計画審議会
4月				
5月		懇談会 (5/9)		
	原案の決定 (5/23)			
6月			原案の公告 (6/17)	
		原案の説明会 (6/25)	原案の縦覧 (6/18~7/1)	
7月			意見書の受付 (6/18~7/8)	
		公聴会 (※7/23)		
8月				
	案の決定			案の諮問
9月				
10月		案の説明会	案の公告・案の縦覧	
			意見書の受付	
11月				諮 問
12月	都市計画決定		都市計画決定の公告	
			都市計画決定の縦覧	

本日

都市計画の決定

縦覧

○都市計画変更（原案）について計画図書をご覧いただけます。

期間：令和6年6月18日（火）～7月1日（月）

（土・日曜日・祝日は除く）

場所：緑と公園課（市役所第2庁舎2階）

都市計画の種類・名称：国分寺都市計画緑地 新町一丁目緑地

意見書

○都市計画変更（原案）の内容について、意見書を提出することができます。

期間：令和6年6月18日（火）～7月8日（月）

方法：①住所②氏名③都市計画の種類・名称④原案に関する意見を明記し、緑と公園課に郵送（消印有効）・Eメールまたは直接持参してください。※様式は問いません。

公聴会

○公聴会で意見を述べる・聴くことができます。

開催日：令和6年7月23日（火）18時30分～19時30分

※意見を述べる方は公述の申出書の提出が必要です。

※意見を述べず、公聴のみされる方は直接会場へ

場所：市役所プレハブ会議室第1（傍聴者は当日直接会場へ）

公述の申出方法：公述の申出書を令和6年6月18日（火）～7月8日（月）の間に郵送（消印有効）Eメールまたは緑と公園課へ直接持参してください。

公述申出書配付：緑と公園課にて配布します。

市ホームページでのダウンロードも可能です。

※公述の申出がなかった場合は、公聴会を開催しません。

※公聴会の開催の有無は、市ホームページをご覧くださいか、緑と公園課へお問い合わせください。

②令和7年度以降（予定）

- 優先整備区域の設定
- 事業認可の取得
- 用地取得及び施設整備

●お問合せ先

建設環境部緑と公園課公園緑地係

042-325-0111（内線354）

Email :

midorikouen@city.kokubunji.tokyo.jp